

「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策

山形県立加茂水産高等学校

生徒の安全確保のため、基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染防止対策を行う。

<対策内容>

- 1 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- 2 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や咳等の風邪症状のある生徒は、当面の間、登校を控えるよう促す。
※ 県〔注意・警戒レベル〕5の場合、校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、咳等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促す。
- 3 登校時、朝SHR時の指導について
 - （1）生徒は、登校後すぐに、体育館前水場で手洗いをする。
 - （2）担任・副担任は、SHRで検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」に記入させる。発熱（37.5℃以上）や咳等の風邪症状がある者がいた場合、保健室前に行くよう指示する。
 - （3）養護教諭は、有症状者を帰宅させる。保護者が迎えに来るまでの待機場所は相談室又は小会議室とする。
- 4 換気について
 - （1）気候の良いときは、窓を常時開放する。
 - （2）荒天時や冬季、夏季のエアコン使用時は、授業担当者が、授業開始時に、対角線に2か所の窓や戸を開ける。
 - （3）必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。
- 5 水と石けんによるこまめな手洗いを励行し、手指用の消毒液（アルコール等）は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
- 6 消毒作業は、消毒液（塩素系漂白剤を希釈したもの）を用いて通常の清掃活動の中でポイントを絞って行う。多くの生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブや手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒を行う。
※ 消毒液とペーパータオル、手袋は、職員室に準備する。
- 7 清掃は、清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤等や消毒液については、学校薬剤師等と連携し、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- 8 パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後に手洗い又は手指消毒を行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、使用前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。
- 9 教室では、基本的にマスクを着用する。授業担当者は、全員マスクを着用しているか確認し、マスクがない場合は保健室に行くよう指示する。（保健室でマスクを貸し出す。）

- 10 身体的距離の確保の観点から、生徒の間隔を、1メートルを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫する。グループ学習やペア学習の際には、距離を取るとともに対面にならないよう注意する。必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用する。
- 11 登下校の際は、基本的にマスクを着用すること、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。
- 12 公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用する、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後（または学校到着後）速やかに手を洗うなど、接触感染対策などの基本的対策を行うよう指導する。
- 13 更衣室やトイレ等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。
- 14 昼食時の対応
 - (1) 昼休みになったら直ちに換気し、手洗いをしてから食事を摂る。
 - (2) 食事場所はHR教室の自席とし、机の移動はしない。
 - (3) 購買に並ぶ際は、間隔を取って並ぶ。
- 15 学習指導

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染防止対策や「3密」回避対策を徹底した上で、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた教育活動の充実に留意する。
- 16 部活動

活動に当たっては、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）（令和2年12月23日 高校教育課長・スポーツ保健課長通知）により、感染防止対策を緩めることなく活動する。
- 17 学校行事

教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行った上で適切に実施する。
- 18 教職員の対応
 - (1) 出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意し、発熱や咳等の風邪症状のある場合は出勤を控える。
 - (2) 基本的にマスクを着用する。